

室戸市教育委員会公示第4号

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に基づき、下記の内容で随意契約を行うので、室戸市契約規則第31条の3第1項により公表します。

平成23年3月24日

室戸市教育長 谷村 幸利

記

物品又は役務の名称及び数量	平成23年度中部学校給食センター給食配送委託業務
契約者の選定基準	高齢者等の雇用の安定等に関する法律第41条に該当するシルバー人材センターであること。
契約者の決定方法	上記の選定業者から提出された見積書に記載された額(消費税込)が予定価格内であった場合、契約を締結する。
見積書の提出場所	室戸市浮津25番地1 室戸市教育委員会 学校保育課
見積書の提出期限	平成23年3月30日 午前12時必着
契約担当部署・所在	室戸市浮津25番地1 室戸市教育委員会 学校保育課 TEL0887-22-5141
備考	業務概要は別紙仕様書のとおり 見積書には一時間一台あたりの金額(消費税込)を明記すること

給食配送車委託業務仕様書

1 委託業務名 平成23年度中部学校給食センター給食配送委託業務

2 業務内容 下表の配送、回収業務を基本とする。

ただし、パン給食時には、パンの受け取り（吉良川町へ取りに行く）業務を行うこと。

月に1回程度の洗車等の使用車両の清掃管理を行うこと。

配送時	時刻	回収時	時刻
車庫（岬小）発	11:15	室戸岬小発	14:00
室戸小発	11:24	室戸小着	14:20
元小着	11:31	元小着	14:35
室戸小着	11:40	室戸小着	14:45
室戸岬小着	11:55	車庫（岬小）着	15:10

注：学校行事等の都合によって変更する場合がある。

3 法令の遵守 業務の実施にあたっては、関係法令を遵守し、交通安全・交通事故防止・安全運転を心がけること。

4 業務従事の適正配置と名簿提出

業務の遂行に適した者を配置するとともに、従事者名簿を教育委員会に提出すること。

5 異常及び事故発生時

委託業務中の事故・異常が発生した場合は、速やかに適切な措置を行い、教育委員会及び関係者へ報告すること。事後に、状況を記した書類を教育委員会に提出すること。